

売 買 契 約 書 案

奈良県広域水道企業団を甲とし、●●を乙として、甲乙両当事者は、自動車用燃料の売買について次のとおり契約を締結する。

(売買燃料)

第 1 条 乙は甲に対して次の燃料を売り渡し、甲はこれを買受ける。

無鉛ガソリン (レギュラー)
軽 油

(燃料の単価及び予定数量)

第 2 条 乙が甲に売り渡す燃料の単価及び予定数量は次のとおりとする。

ただし、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(1) 単価

無鉛ガソリン (レギュラー)	1 リットル当たり	●●●円●●銭
軽 油	1 リットル当たり	●●●円●●銭

(2) 予定数量

無鉛ガソリン (レギュラー)	●●, ●●●リットル
軽 油	●●, ●●●リットル

(契約の期間)

第 3 条 この契約の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(代金の請求・支払)

第 4 条 乙は、当該月の売買にかかる燃料の集計をその月末で締め切り、売買一件あたりの数量に第 2 条の単価を乗じた金額を集計し、その集計ならびに法令所定の消費税及び地方消費税を翌月甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の請求した適正な請求書を受領した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第 5 条 乙は、契約締結までに、契約単価に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、乙が次の各号の一に該当するものであるときは、甲は契約保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者。なお、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証を証する書面

3 乙が納付した契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、契約の履行後これを還付する。ただし、甲は、乙の目的物の種類又は品質に関する担保義務の終了までその全部又は一部を留保することができる。

4 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証額の減額を請求することができる。

（給油方法）

第6条 甲の所属職員が●●（給油券等）を提示したときは、乙は直ちに給油しなければならない。

（目的物の種類又は品質に関する担保責任）

第7条 燃料の品質は、十分に保証されたものでなければならない。

2 甲は、燃料の引き渡しについて燃料の引き渡し後において、燃料が不良品であることが判明したときは、その代金の全部又は一部を支払わないことができる。この場合において甲に損害が生じたときは、乙に賠償を請求することができる。

（権利義務の譲渡禁止及び契約の解除）

第8条 権利義務の譲渡禁止、遅延利息、契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県営水道契約規程の定めるところによる。この場合において、同規程中「契約金額」とあるのは、「契約単価に予定数量を乗じた額」と読み替えるものとする。

（単価の変更）

第9条 甲は、必要があると認めたときは、書面により第2条の単価を変更することができる。

2 前項の場合において、燃料の市場価格の変動により甲が第2条の単価を変更する必要があると認めたときは、甲は乙と協議しなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められたとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められたとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められたとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められたとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不正介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約単価に予定数量を乗じた額の100分の10に相当する額を損害保証金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 磯城郡田原本町宮古 404-7
奈良県広域水道企業団 企業長 ●● ●●

乙 ●●市●●町
●●●●
●● ●●